

喜界島における再生可能エネルギー発電設備の接続申込みに対する回答保留概要

1 対象離島

喜界島

2 適用対象

発電設備：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定される全ての再生可能エネルギー発電設備

電圧種別：低圧(注1)、高圧、特別高圧

申込区分：新規申込み(事前相談、接続検討、接続契約)

(注1) ご家庭用の太陽光など低圧10kW未満(余剰買取)を含む

なお、回答保留期間中においても、事業者さまが太陽光・風力発電設備への蓄電池の併設や、バイオマス・地熱・水力発電の出力調整など、昼間に電力を系統へ流さない方策をご提案される場合は、電力の安定供給に影響を及ぼさないことから、個別に協議をさせていただきます。

上記2の適用対象は平成26年7月25日公表の6島と同様です。

3 適用開始日

平成27年1月29日以降の申込み受付分

4 回答保留終了期間

平成27年夏目途(別途お知らせいたします)

以上